

連結財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

法適用会計、地方三公社、第三セクター等については、各会計・団体の基準に従って作成しています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

法適用会計、地方三公社、第三セクター等については、各会計・団体の基準に従って作成しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

② 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等・・・連結対象団体が採用する会計基準による

② 販売用土地・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法

連結財務書類 注記

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 14年～50年

工作物 10年～80年

物品 2年～15年

法適用会計、地方三公社、第三セクター等については、各会計・団体の基準に従って作成しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

法適用会計、地方三公社、第三セクター等については、各会計・団体の基準に従って作成しています。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

法適用会計、地方三公社、第三セクター等については、各会計・団体の基準に従って作成しています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金ならびに徴収不能引当金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

連結財務書類 注記

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、佐伯市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の会計については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

連結財務書類 注記

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
佐伯市中小企業振興資金（20/100）	0千円	50,513千円	△11,416千円	39,097千円
計	0千円	50,513千円	△11,416千円	39,097千円

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他主要な偶発債務

なし

連結財務書類 注記

5. 追加情報

(1) 連結財務書類の対象範囲

連結財務書類の対象範囲については、全体財務書類の対象範囲に下記の団体（会計）を含みます。

団体名	連結方法	比例連結割合
大分県消防補償等組合	比例連結	23.75%
大分県交通災害共済組合	比例連結	14.01%
大分県市町村会館組合	比例連結	14.50%
大分県後期高齢者医療広域連合（一般）	比例連結	6.73%
大分県後期高齢者医療広域連合（事業）	比例連結	6.73%
(財)さいき農林公社	全部連結	-
株式会社まちづくり佐伯	全部連結	-
(有)きらり	全部連結	-
一般財団法人観光まちづくり佐伯	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

- ①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結対象としています。
- ②第三セクター等は、出資割合が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体は含みます。）は、全部連結の対象としています。

連結財務書類 注記

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

個別の固定資産について、売却可能性を検討した上で決定しています。

イ 内訳

事業用資産	0千円（ 0千円）
土地	0千円（ 0千円）
立木竹	0千円（ 0千円）
建物	0千円（ 0千円）
工作物	0千円（ 0千円）
船舶	0千円（ 0千円）
浮標等	0千円（ 0千円）
航空機	0千円（ 0千円）
その他	0千円（ 0千円）
インフラ資産	0千円（ 0千円）
土地	0千円（ 0千円）
建物	0千円（ 0千円）
工作物	0千円（ 0千円）
その他	0千円（ 0千円）
物品	0千円（ 0千円）

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

また、括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。